あきた企業連携型奨学金返還助成制度

秋田県内に就職した大卒者等を企業等と連携して
最大120万円支援します！

募集人数制限なし！

最大6年間120万！

業種問わず！

秋田県では、若者の県内定着・回帰を進めるため、新たに、企業等と連携した奨学金返還助成制度を創設しました！

制度概要

○秋田県内の企業等に就職した大卒者等の奨学金返還額を、県と制度に賛同した企業等と連携して一定額（最大120万円）を支援します。
○就職した企業等の区分に応じて支援の企業等負担額が変わります。

支援内容

支援内容は以下のとおりです。

支援対象者　企業等へ正規雇用された大卒者等（大学、大学院、高専専攻科等を卒業・修了）

対象企業等　県内本社企業又は主たる勤務地を県内に定めて雇用する県外本社企業　等

※ただし、過去3年間の大卒者等の採用数が平均20人以上で、かつ同期間における大卒者等の採用予定数に達している企業等を除く。

支援額　最大120万円（上限：年間20万×6年間）

※企業負担は以下の表を参照

企業等の区分	企業等負担割合	企業等負担上限額
中小企業	1／3	40万円
大企業	1／2	60万円
特定企業（※）	3／4	90万円

※　中小企業、大企業のうち、原則として過去3年間の大卒者等の採用数が平均20人以上の企業等

制度の流れ（スケジュール）

学生、対象企業等及び県のスケジュールは次のとおりです。

※令和7年度に県内就職する新卒者で、10月から奨学金返還が始まるケースを想定

＜令和6年度＞

企業：①県に、５月末日まで登録申請を行います（採用計画等の提出）。
②10月以降、県に令和7年度採用の予定者数を報告します。

学生：①登録企業一覧（秋田県就活情報サイト「KocchAke!」に順次掲載予定）を参考にしながら、就活を行い10月以降に内定を受けます。

＜令和7年度＞

企業：①4月に県に助成対象者数を報告します。

学生：①登録企業に就職後、県に奨学金返還助成の認定申請を行います。
②10月から奨学金の返還を開始します。

＜令和8年度＞

企業：①県に企業負担分を寄附します。

学生：①１年間の返還実績に応じて県に返還助成の交付申請を行います。
②県から助成金の交付を受けます。

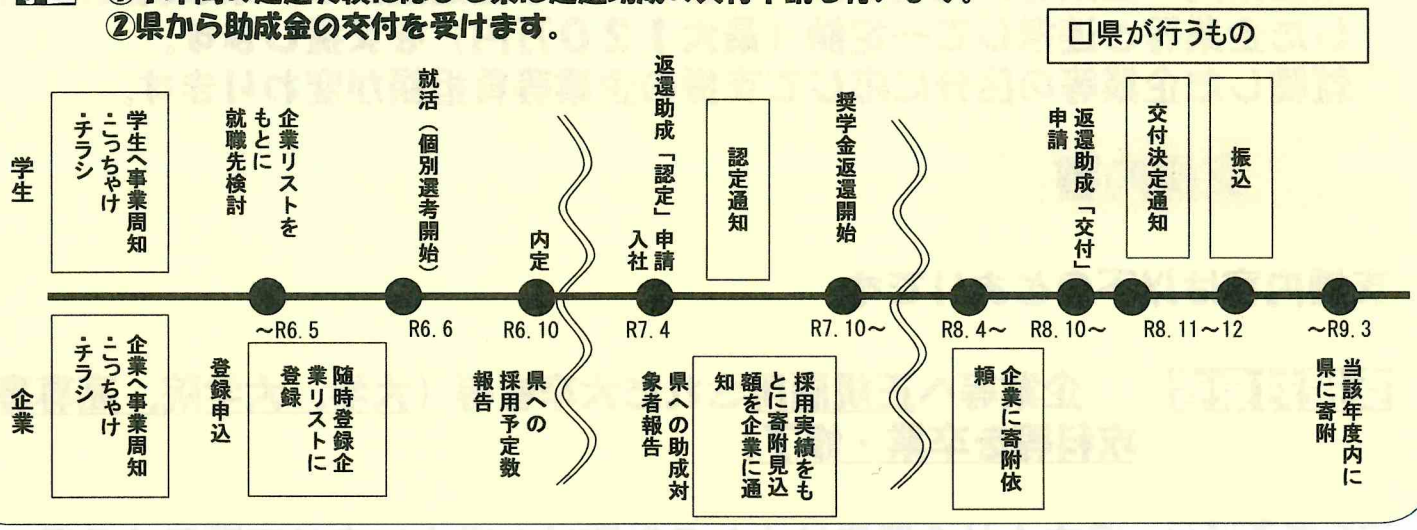

対象要件

※本リーフレットでは内容を簡略化していますので、詳細は募集要項等を確認してください。

支援対象者

- 大学、大学院、高専専攻科等（学位の取得が可能な課程相当）を卒業・修了し、対象企業に正規雇用された者
- 本制度の利用を希望する者
- 対象企業に就業し6年以上継続して勤務する意思のある者
- 助成対象となる奨学金に原則として他の返還支援を受けていないこと（県内市町村を除く）
- 公務員等（会計年度任用職員、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人を含む）でないこと
- 現行制度（秋田県奨学金返還助成制度）の助成を受けていないこと

対象企業等

- 県内本社企業又は主たる勤務地を県内に定めて雇用する県外本社企業 等
  ※医療法人、個人事業主等を含む。なお個人事業主本人は対象外
  また、以下について同意する企業であること
  - 本制度利用者への奨学金返還助成に際し県と連携して所定の負担をすること
  - 本制度を利用した採用者を正社員で6年以上雇用する意思のあること
  - 内定以降、採用予定者に対して本制度適用予定であることを伝えること
  - 採用予定者のうち本制度を希望する者が採用されたときは必ず本制度を適用すること
  - 本制度利用者が途中退職しても返還を求めないこと
  - 本制度を利用するにあたり、「こっちゃけ」に登録し、企業情報欄で大卒者等を採用する必要性を明確にアピールすること
  - 本制度利用者が認定申請等を行う際の手続き等について協力すること
  - 本制度を通じて得た個人情報は、責任を持って適正に管理し、本制度の目的以外には一切使用しないこと

お問い合わせ先

〒010-5870　秋田県秋田市山王四丁目１番１号　秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課
TEL：018-860-3751　FAX:018-860-3871　E-mail：iju@pref.akita.lg.jp

本事業についての要項や様式等は、秋田県就活情報サイト「KocchAke!」を確認してください。→